

(別記様式第1号)

計画作成年度	平成25年度
計画更新年度	令和4年度
計画主体	にかほ市

にかほ市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名：にかほ市 農林水産部農林水産課

所在地：にかほ市金浦字花潟93-1

電話番号：0184-38-4303（農林水産課直通）

FAX番号：0184-38-4050（農林水産課直通）

メールアドレス：rinmu@city.nikaho.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	カラス類（ハシブトガラス等）、カモ類（カルガモ等）、ツキノワグマ、ハクビシン、イノシシ、ニホンジカ
計画期間	令和 4 年度 ~ 令和 6 年度
対象地域	秋田県にかほ市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和 3 年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品 目	被害数値	
		被害面積（h a）	被害金額（千円）
カラス類	水 稻	0. 3 6	5 1 4
カモ類	水 稻	0. 3 6	5 1 4
ツキノワグマ	その他	0. 0 5	2 9
ハクビシン	野 菜	0. 1 0	4 9
	果 物	0. 0 0	3 3
イノシシ	水 稻	0. 0 5	7 6
	その他	0. 1 1	1 0
ニホンジカ	被害なし		

(2) 被害の傾向

○カラス類

市内一円で被害が発生しており、特に直播播種後に田へ侵入しての種子の食害や苗を踏み荒らすなど、出芽、苗立ちを阻害する被害がある。

○カモ類

市内一円で被害が発生しており、特に直播播種後に田へ侵入しての種子の食害や苗を踏み荒らすなど、出芽、苗立ちを阻害する被害がある。

○ツキノワグマ

中山間地内の集落で、自家消費用の栗の食害や枝を折る被害が多く、また、市街地周辺での出没も確認され目撃情報も多くなっている。平成30年度には人的被害もあり、農作物被害のみならず今後も人身被害が懸念される。

○ハクビシン

農地に限らず住宅地等への侵入の被害報告が中山間地域のみならず郊外地でも増えてきている。このため被害に遭っている農家等から有害鳥獣捕獲許可が市に申請されている。

○イノシシ

平成30年度に出没が確認され、田畑での食害や掘り起しなどの被害が確認されている。繁殖能力の高さや雑食性などの習性から農作物被害、また目撃情報の範囲が拡大しているため人の生活圏への侵入も懸念される。

○ニホンジカ

山間地での目撃情報が報告され、平成30年度に水稻の被害が確認されている。今後、生息数の増加により農作物被害の拡大のみならず森林に被害を及ぼすことが懸念されている。

(3) 被害の軽減目標

※10%軽減を目標

指 標	現状値（令和3年度）		目標値（令和6年度）	
	被害面積(ha)	被害金額(千円)	被害面積(ha)	被害金額(千円)
(カラス類) 水 稻	0.36	514	0.32	462
(カモ類) 水 稻	0.36	514	0.32	462
(ツキノワグマ) その他	0.05	29	0.04	26
(ハクビシン) 野 菜	0.10	49	0.09	44
果 物	0.00	33	0.00	29
(イノシシ) 水 稻	0.05	76	0.04	68
その他	0.11	10	0.09	9
(ニホンジカ) 水 稻	現状の被害なしを維持			

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課 題
捕獲等に関する取組	1. 猟銃による駆除 (カラス類)	有害鳥獣捕獲許可のもと、にかほ市鳥獣被害対策実施隊（以下「実施隊」という。）による銃器での捕獲を行い、被害が減少傾向ではあるが、取り組みの強化が求められている。
	2. 猟銃による駆除 (カモ類)	有害鳥獣捕獲許可のもと、実施隊による銃器での捕獲を行い、被害が減少傾向ではあるが、取り組みの強化が求められている。

捕獲等に関する取組	3. わな及び銃器による捕獲 (ツキノワグマ)	<p>目撃情報があった際には、看板の設置・防災行政無線により、注意喚起を行い、学校及び通学路周辺の場合には、児童・生徒の安全確保の為、教育機関への周知を行っている。</p> <p>また、春及び秋には、出没に係らず市広報により注意喚起し、周知に努めている。</p> <p>現状では、有害鳥獣捕獲許可のもと、実施隊により、檻5基及び銃器による捕獲を行ってきたが、人家近くに出没する個体が後を絶たず、取り組みの強化が求められている。</p>
	4. わな及び銃器による捕獲 (イノシシ、ニホンジカ)	<p>目撃情報は少ないが、区域外からの移入定着により今後被害が増えてくる可能性があるため、実施隊等と協議のうえ対策を進めていく。</p>
	5. わな及び銃器による捕獲 (ハクビシン)	<p>有害鳥獣捕獲のもと、檻11基による捕獲を行ってきたが、自家消費の野菜や果物への被害があり、継続した取り組みが求められている。</p>
防護柵の設置等に関する取組	なし	
生息環境管理その他の取組	なし	

(5) 今後の取組方針

<p>本市における主な農作物被害は、カラス類、カモ類による水稻への被害である。</p> <p>また、ハクビシンによる自家消費野菜などへの食害等が報告されている。平成30年には、今まで目撃情報の無かった、イノシシ・ニホンジカの目撃情報が報告され、これまで当市区域内には生息しない獣種による区域外からの移入定着や、新たな農作物等被害の発生が懸念される。</p> <p>本市ではカラス類・カモ類への猟銃による捕獲を行ってきたが、いまだ満足できる効果や被害の軽減には至っていない。</p> <p>また、ツキノワグマが人家周辺での目撃や糞及び食害などの痕跡があった際は、捕獲活動や緩衝帯設置等の対応をしてきたが、今後はより効果的な防止対策を実施するため捕獲活動のほか、有害鳥獣を寄せ付けないための環境整備・地域住民が一体となった追い払い活動や、地域懇談会や現地研修会を行い意識啓発の浸透に努めていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修会等の開催（被害防止対策取組意識の向上） ・被害防止技術の導入支援（技術指導、補助事業活用） ・被害防止資材の斡旋（共同購入、助成） ・捕獲の担い手の育成 ・生息地の管理 ・農家作物等の適正管理の普及啓発及び周知 <p>なお、ツキノワグマの捕獲については、県が定める「第13次鳥獣保護管理事業計画」と「秋田県第二種特定鳥獣管理計画（第5次ツキノワグマ）（第2次ニホンジカ）（第</p>
--

2次イノシシ) 」との整合性を図りながら行っていく。

また、これまでの被害防止計画を踏まえた被害防止計画を策定するにあたり、被害軽減目標を令和3年度の被害金額及び被害面積よりそれぞれ10%減少を目標設定とする。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

平成25年4月に実施隊を設置した。

実施隊員は、市職員及び仁賀保地方猟友会会員で構成し、市職員は市長が指名、猟友会会員は市長が任命する。

鳥獣被害対策実施隊のうち、主として対象鳥獣の捕獲に従事する者は、対象鳥獣捕獲員として市長が指名する。

また、ツキノワグマの捕獲に当たっては、捕獲に従事する者の事故防止のため、ライフル銃を使用できる隊員については所持・携帯させ、周囲の安全性を確認したうえで捕獲を行う。

ツキノワグマが出没した際に、速やかに対応できるよう連絡網を整備し、早期出動を可能とする。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和4 ～6	カラス類 カモ類	捕獲機材(ネット等)導入の検討を行うとともに、追い払い等を行っても被害が多発する地域で捕獲が必要とされた場合は、実施隊が連携して、銃器による捕獲をする。また、仁賀保地方猟友会と連携し地域住民を対象に被害防止対策についての普及啓発に努め被害軽減を図る。
令和4 ～6	ツキノワグマ	捕獲機材(箱わな等)導入を進めるとともに、被害が多発する地域で捕獲が必要とされた場合は、実施隊と地域住民が連携して罠を設置し捕獲する。また、仁賀保地方猟友会と連携し地域住民を対象にわな猟等の免許取得を促進し、捕獲のための担い手確保、育成を図る。
令和4 ～6	ハクビシン	生態に関する研究が少なく、対策技術等も緒についたばかりであることから、市内での被害実態の把握に努める。 市が捕獲機材(箱わな等)の導入を進めるとともに、被害が多発する地域で農作物被害のための捕獲が必要と判断された場合は、実施隊と地域住民が連携し捕獲する。 また自家消費野菜等への被害については市が捕獲機材(箱わな等)を貸出するほか、地域住民を対象として農地に「寄せ付けない」「侵入を防ぐ」といった被害防止対策についての普及啓発に努め、被害の軽減を図る。
令和4 ～6	イノシシ	市内での被害実態の把握に努め被害が多発する地域で農作物被害のための捕獲が必要と判断された場合は、実施隊と地域住民が連携し捕獲する。

年度	対象鳥獣	取組内容
令和4 ～6	ニホンジカ	市内での被害実態の把握に努める。被害が多発する地域で農作物被害のための捕獲が必要と判断された場合は、実施隊と地域住民が連携し捕獲する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方	
○カラス類	市内一円で被害が発生しており、直播後の種子への食害、苗の踏み荒らしを防止するため、実施隊が適期に一斉捕獲を実施する。
○カモ類	市内一円で被害が発生しており、直播後の種子への食害、苗の踏み荒らしを防止するため、実施隊が適期に一斉捕獲を実施する。
○ツキノワグマ	被害が多発した場合や人身被害が予想される場合は関係各所と連携を取りながら、「秋田県第二種特定鳥獣管理計画（第5次ツキノワグマ）」の個体数管理に基づく捕獲とする。
○ハクビシン	学識経験者や関係機関と連携して生息実態等の把握に努めるとともに、農作物被害が発生する場合には、実施隊と地域住民が連携して捕獲活動を行う。
○イノシシ	農作物被害が懸念されるため目撃情報や被害状況に応じて有害捕獲を実施する。なお、ツキノワグマの錯誤捕獲には十分留意する。
○ニホンジカ	目撃情報が報告されており、今後農作物被害が懸念されるため目撃情報や被害状況に応じて有害捕獲を実施する。
○カラス類、カモ類の捕獲計画数は、過去三年間の捕獲実績の平均値の約1.2倍とするが、被害状況及び飛来状況・生息状況の調査に基づき捕獲数を変更するものとする。	
・カラス類、カモ類	令和元年度：140羽、 令和2年度：151羽、 令和3年度：130羽 平均：140羽

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
カラス類	100羽	100羽	100羽
カモ類	100羽	100羽	100羽
ツキノワグマ	個体数管理に基づく捕獲数		
ハクビシン	10匹	10匹	10匹
イノシシ	有害捕獲に努める		
ニホンジカ	有害捕獲に努める		

※本市における有害鳥獣捕獲実績をもとに、直近3年の平均値の約1.4倍を捕獲計画数とした。

捕獲等の取組内容

○カラス類・カモ類

実施隊が中心として被害防止活動を行う。

被害防止対策を講じても被害の軽減・防止ができない場合には、鳥獣被害対策実施隊が銃器による捕獲を農作物の被害状況や出没状況により随時実施する。

・被害防止対策

1. 各農家・地域住民に対して、被害防止対策として農作物等の適正管理の普及啓発を実施する。
2. 爆音機等の追い払い活動を行う。

○ツキノワグマ

実施隊を中心として被害防止活動を行う。

被害防止対策を講じても被害の軽減・防止ができない場合には、銃器及び檻（箱わな）による捕獲を行う。

・被害防止対策

1. 親子グマの場合は、銃器または花火による追い上げを実施する。
2. 人家付近では、かけ声または花火による追い上げを実施する。
3. 電気柵等は、維持管理の課題で早期の導入は困難であるが、今後の被害状況によっては導入を検討する。
4. 各農家・地域住民に対して、被害防止対策として農作物等の適正管理の普及啓発を実施する。

○ハクビシン

実施隊と地域住民との連携のもと、ねぐらや移動経路の発見・管理といった農地に寄せ付けないための被害防止活動や農作物等の適正管理の普及啓発に取り組む。

また自家消費野菜等の被害については、地域住民に檻（箱わな）を貸出しして、有害鳥獣捕獲を行い被害が拡大しないように取り組む。

被害防止対策を講じても農作物被害の軽減・防止ができない場合には、実施隊が檻（箱わな）による捕獲を行う。

○イノシシ

個体数の増加と被害の拡大を防止するため、出没が確認された地域で、銃器及びわなによる捕獲を実施する。なお、ツキノワグマの錯誤捕獲には十分留意する。また、各農家・地域住民に対して、被害防止対策として農作物等の適正管理の普及啓発を実施する。

○ニホンジカ

個体数の増加と被害の拡大を防止するため、出没が確認された地域で、銃器及びわなによる捕獲を実施する。また、各農家・地域住民に対して、被害防止対策として農作物等の適正管理の普及啓発を実施する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

散弾銃で仕留められない距離での捕獲の際にライフル銃が必要となる。ライフル銃の使用に当たっては、安土（あづち：バックストップともいう。）の確認を徹底するとともに、使用者に対し実技訓練等を実施し、安全性を確保する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
にかほ市	ツキノワグマの緊急的な捕獲が必要な場合に限り、一部権限移譲

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	なし	なし	なし

(2) 侵入防止策の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	4年度	5年度	6年度
	なし	なし	なし

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する取組

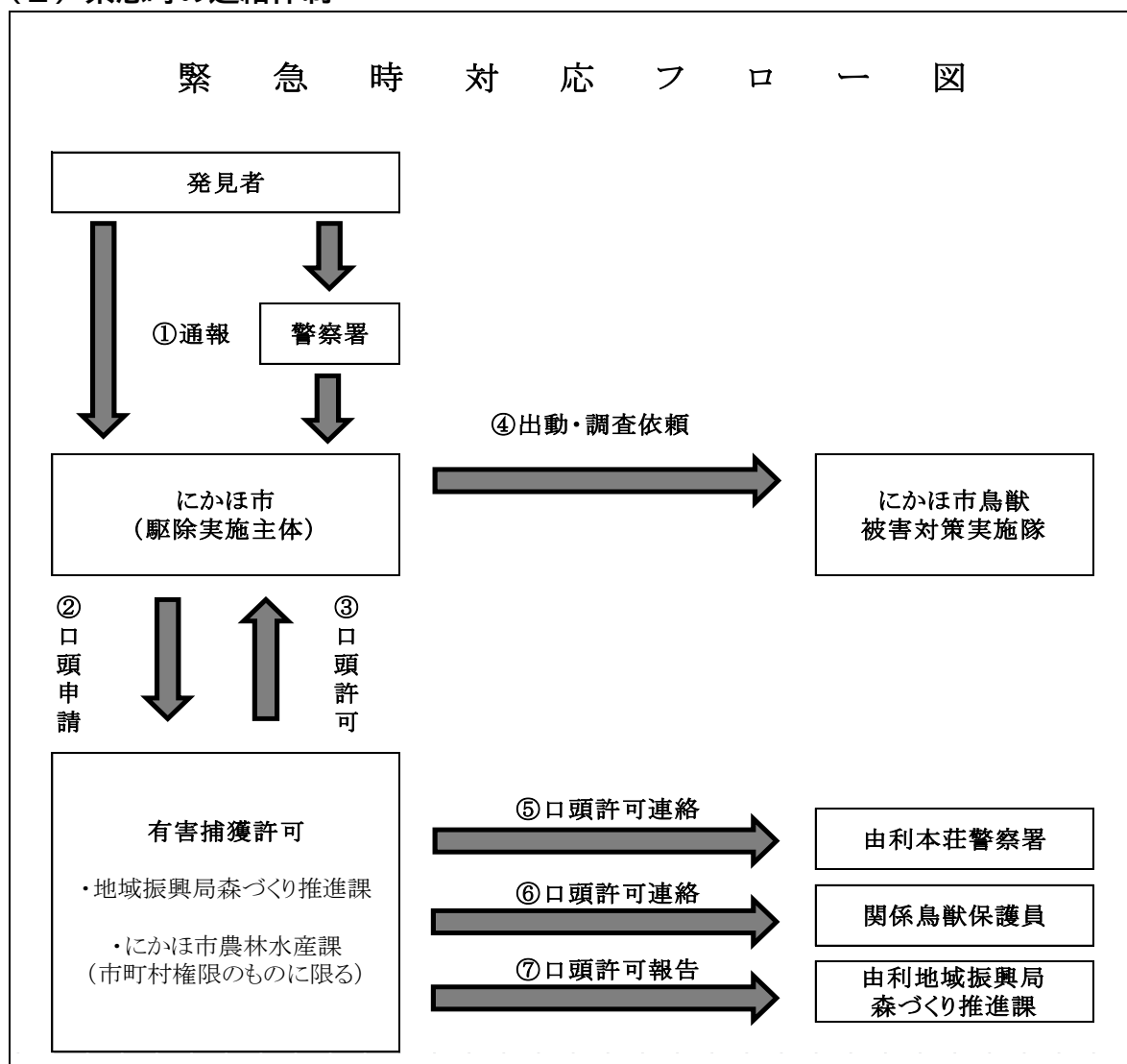
年度	対象鳥獣	取組内容
令和4 ～6	カラス類 カモ類	春の種まき前に研修会等を行い、市の方針説明及び防止計画の推進に対する周知及び被害縮小に対する意識の共有を図る。 また、研修会等で現状を聞き取り、集落等の現状に合わせた専門家からの技術指導の実施や防止資材の助成等を検討する。
令和4 ～6	ツキノワグマ	目撃情報等の集中している地域に対し研修会を開催し、柿・栗などの果樹の収穫の徹底を図るなどの寄せ付けない体制づくりを行う。 また、被害のある集落等とは実施隊員等の減少による被害防止体制存続の危機意識を共有し、資格取得に対する補助を行うなど即時対応できるように資格所有者の増加を目指す。 さらに、被害・目撃等の情報によりマップを作成し、現状の把握の後、ツキノワグマの出没の温床になりえる耕作放棄地をなくすような啓蒙活動や民家等への接近を減らすための体制づくりを行う。
令和4 ～6	ハクビシン	市民への広報誌、パンフレット等による被害防止の意識啓発、出没時の注意喚起を図る。 農業被害対策として、耕作放棄地の解消による、里山への出没軽減の環境づくりを喚起する。 生態に関する研究等が少なく、対策技術等も緒についたばかりであることから、市内での実態把握を進める。
令和4 ～6	イノシシ	市民への広報誌、パンフレット等による被害防止の意識啓発、出没時の注意喚起を図る。 農業被害対策として、耕作放棄地の解消による、里山への出没軽減の環境づくりを喚起する。
令和4 ～6	ニホンジカ	市民への広報誌、パンフレット等による被害防止の意識啓発、出没時の注意喚起を図る。 農業被害対策として、耕作放棄地の解消による、里山への出没軽減の環境づくりを喚起する。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
にかほ市農林水産課	鳥獣の捕獲に関すること。集落及び学校機関への周知、関係団体との連携調整に関すること。
仁賀保地方猟友会	装薬銃等を用いた捕獲に直接携わる立場から、捕獲活動や対策への助言・指導を行うとともに、安全講習会の開催等により安全管理に努める。
にかほ市鳥獣被害対策実施隊	有害鳥獣捕獲許可に基づき、対象鳥獣捕獲員として捕獲活動を行う。また、パトロール活動等被害防止に努める。現場責任者は、現場ごとの安全確保のための作業手順を定め、実施隊員に周知徹底を図る。
由利本荘警察署	被害状況の情報提供・鳥獣捕獲の協力に関すること。
由利地域振興局農林部	狩猟免許取得の推進・適正な捕獲指導に関すること。

(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

秋田県有害鳥獣捕獲許可事務取扱要領に基づき適正処理する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	衛生基準を満たす処理施設がなく、更に対象鳥獣の捕獲頭数も少なく、費用対効果の観点から食品としての流通・販売は困難である。
ペットフード	衛生基準を満たす処理施設がなく、更に対象鳥獣の捕獲頭数も少なく、費用対効果の観点からペットフードとしての流通・販売は困難である。
皮革	対象鳥獣の捕獲頭数が少なく、費用対効果の観点から皮革としての流通・販売は困難である。
その他（油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等	対象鳥獣の捕獲頭数が少なく、費用対効果の観点から商品等としての流通・販売は困難である。

(2) 処理加工施設の実施

なし

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の実施

なし

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	なし
構成機関の名称	役割
なし	なし

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役 割
由利本荘警察署	被害状況の情報提供、鳥獣捕獲の協力に関すること。
仁賀保地方猟友会	鳥獣の捕獲に関すること。
にかほ市鳥獣被害対策実施隊	鳥獣の捕獲に関すること。
秋田しんせい農業協同組合	農業被害状況の情報提供に関すること。
本荘由利森林組合	森林被害状況の情報提供に関すること。
秋田県由利地域振興局 (農林部)	狩猟免許取得の推進、適正な捕獲指導に関すること。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成25年4月に実施隊を設置した。
隊員は、にかほ市の職員及び仁賀保地方猟友会の会員40名以内で構成し、そのうち狩猟免許所持者で適正な捕獲技能を有している隊員を対象鳥獣捕獲員として指名している。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

特になし

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

被害防止対策の実施にあたり、隣接する由利本荘市及び山形県遊佐町との情報交換を行いながら、捕獲活動などの連携について検討する。
また、にかほ市内でニホンジカとイノシシが目撃され、隣接する由利本荘市でも同様に目撃されていることから、今後の被害防止計画の作成に向けて、市内の農林業被害の実態や生息状況の把握を検討する。
なお、被害防止計画は、必要に応じて内容の見直し、変更を行うものとする。